

「養育費」や「親子交流(面会交流)」の 取り決めはされましたか？

～知ってほしい 養育費のこと・親子交流(面会交流)のこと～

- ・離婚に向け考えることがありすぎて、どうしたらいいかわからない。
- ・養育費を、どのように取り決めたらいいのかわからない。
- ・相手が話し合いに応じてくれず進まない。
- ・養育費の取り決めをしたが、支払ってもらえない。
- ・離婚前の別居中でも養育費の請求ができるのだろうか。
- ・子どもと会わずに養育費をもらいたいのですが、親子交流(面会交流)をしないと養育費はもらえないのだろうか。

こんなことに
悩んで
いませんか。

ひとり親家庭の方、
離婚を考えている方

ご相談ください

平成23年の民法一部改正により、協議離婚の際には子の監護者(親権者)のほかに「養育費」や「親子交流(面会交流)」についても取り決めをすることとなりました。取り決める際には、「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」と明記されました。



当センターでは、養育費の確保や親子交流(面会交流)に関する取り決めを促進するため、次の事業を実施しております。

- 親子交流(面会交流)支援事業 (父母間のみでは、子どもの親子交流(面会交流)を行うことが困難な場合、付き添い等の支援を) (原則月1回、1年間、無料でご利用いただけます。(所得制限等あり/交通費等は別途負担))
- 養育費相談員による相談
- 弁護士による「養育費などの無料法律相談」

養育費等講習会のご案内

日にち	内容	申込み締切日	講師
第1回 令和5年10/14(土)	知っておきたい 法的なこと<基礎編>	10/4(水)	東京都ひとり親家庭支援センターはあと 「離婚前後の法律相談」相談員 弁護士 紙子 陽子氏
第2回 令和5年12/16(土)	詳しく知りたい 法的なこと<発展編>	12/6(水)	

※時間はいずれも13時30分から15時00分 ※オンラインとOKBふれあい会館会議室にてスクリーンによる視聴

●当センターホームページの申込みフォーム又は、「各行事申込書」にてお申込みください。

反だち登録はこちらから



LINE



定期的に
お役立ち情報
をお届けします。



HP



Facebook

お問合せ

岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター



〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館 第2棟9階

TEL 058-268-2569

E-mail shien-gifu@sunny.ocn.ne.jp

※当センターは、岐阜県及び岐阜市より委託を受け 一般財団法人 岐阜県母子寡婦福祉連合会が運営しています。

- 開所日・時間/月～土曜日 9時～17時
※祝祭日、年末年始を除く
- 夜間(17時～20時まで)のご相談を受け付けております。
※要予約(一週間前までにご予約ください)
- 電話・来所・メール・オンライン
でのご相談をお受けしています。

子どもの健やかな成長のために

離婚をするときに親として
あらかじめ話し合っておくべきこと

養育費とは

子どもを監護・教育するために必要な費用のことをいいます。子どもに対する養育費の支払義務(扶養義務)は、親の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障するという強い義務(生活保持義務)だとされています。子どもに対し、親としての経済的な責任を果たし、子どもの成長を支えることは、とても大切なことです。

親子交流(面会交流)とは

子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することをいいます。離婚によって夫婦は他人になっても、子どもにとっては父母はともかけがえのない存在です。親子交流(面会交流)は、そんな子どものために行うものです。子どもは、親子交流(面会交流)を通して、どちらの親からも愛されている、大切にされていると感じることで、安心感や自信をもつことができ、それが、子どもが生きていく上での大切な力となります。

(法務省リーフレットから引用)

◇離婚をするときに考えておくべきことをまとめた法務省の情報はこちらから

●離婚を考えている方へ
～離婚をするときに
考えておくべきこと～
(法務省HP)

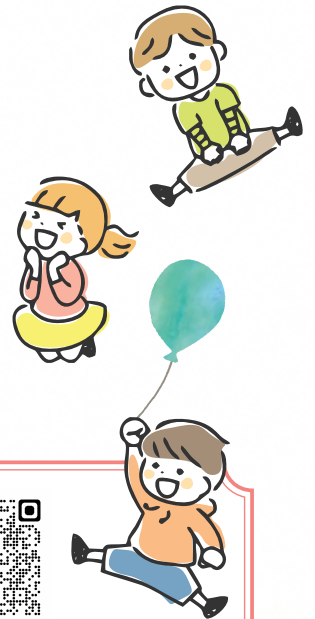


●「子どもの養育に関する
合意書作成の手引きと
Q&A(2023年度版)」
(法務省HP)



◇法務省が初制作!養育費不払い解消に向けた応援動画 「養育費バーチャルガイダンス2021」は、こちらから

(14分間の動画です。手続きや書式、窓口などわかりやすく解説されています)



◇養育費等相談支援センター相談窓口はこちらから

電話相談

平日(水曜日を除く) 午前10時～午後 8時
水曜日 午後 0時～午後10時
土曜日・祝日 午前10時～午後 6時
(振替休日は、電話相談はお休みです)

03-3980-4108 (ご希望により、当センターが電話をかけ直して電話料金を負担しています)

0120-965-419 (携帯電話とPHSは使えませんので上記番号におかけください)



(HP)

メール相談

info@youikuhi.or.jp

(相談から一週間程経過しても回答が届かない場合は当センターに電話でお問い合わせください)

◇岐阜市、大垣市、及び各務原市が実施している養育費支援事業はこちらから

養育費の取り決めを行うひとり親などに対し、養育費に関する公正証書などの作成に必要な経費を援助します。(補助上限あり)

●岐阜市
養育費取り決め
支援事業



●大垣市
養育費手続
支援事業



●各務原市
養育費確保
支援事業

